

環境技術実証モデル事業の制度体系とご意見の関係

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用
1. 実証試験実施体制に関する意見	技術実証委員会について	技術実証委員会ほどの段階から組成され、何に関与するのか。	実証機関により、遅くとも技術選定の段階で設置される。ただし実証機関が、自主的に先行して設置する分には、これを妨げない。技術実証委員会は、実証機関が行なう事務(実証対象技術の選定、実証試験実施場所の準備、実証試験計画の策定、実証試験中の問題への対応、実証試験結果報告書の策定)について、専門的知見に基づき検討・助言を行なう。この旨は、実施要領及び実証試験要領に記載されている。	<p>第1章 モデル事業の実施体制 「実証機関により設置される技術実証委員会(有識者(学識経験者、ユーザー代表等)により構成。)は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。」</p> <p>第5章 実証の対象技術の選定 「実証機関は、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定する」</p> <p>第6章 実証試験計画の策定 「実証機関は、(中略) 実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、環境省に提出する。」</p> <p>第8章 実証試験結果報告書の作成 「実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、(略)。」</p>	<p>II. 実証試験実施体制</p> <p>5. 技術実証委員会 「実証対象技術の選定にあたり、助言を行う。」 「実証試験実施場所の準備にあたり、助言を行う。」 「実証試験計画の策定にあたり、助言を行う。」 「実証試験の過程で発生した問題に対し、適宜助言を行う。」 「実証試験結果報告書の作成にあたり、助言を行う。」</p>	<p>別添 2-5 技術実証委員会の運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術実証委員会を運営する部署 ・開催予定(平成 19 年度中の開催予定について、開催時期、回数、議題) ・委員の構成案(大学・研究機関、技術開発者等、所属先の種類毎に委嘱委員の大まかな人数を明記。具体的な委員の予定がある場合には、氏名と所属を明記。) 		<p>実証技術の選定までには、技術実証委員会を組織する。但し、それ以前に組織することを妨げるものではない。</p>
		実証試験結果報告書の検討の際、第三者的立場であるべき技術実証委員会が被評価者側の意見を過度に考慮すべきではない。	ご指摘を踏まえ、報告書概要版の考察として、環境技術開発者の意見を掲載する欄は削除した形で実証試験要領2次案を作成している。	(省略)				

環境技術実証モデル事業の制度体系とご意見の関係

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用
2. 技術公募の条件に関する意見	対象技術の種類、分類、選定について	本技術分野の対象技術には、どのようなものが含まれるのか。	対象技術の種類は、実証試験要領「2. 対象技術」に定義する。ただし各自治体は、公募の際にこれを更に特定できる。	第2章 対象技術分野の選定 「(前略) (3)既存の他の制度において技術認証等が実施されていない技術分野 (4)実証が可能である技術分野 ①予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野 ②実証試験要領が適切に策定可能である技術分野 (以下、略)」	I. 緒言 2. 対象技術 「閉鎖性海域における水環境改善技術分野の対象となる技術とは、以下のいずれかの効果を発揮することを主たる目的とする技術全般を指す。 (ア)水質及び底質を現地で改善する技術 ①「水質の改善」は、海域に関する生活環境項目の改善とする。 ②「底質の改善」は、有機物、硫化物などの改善及び窒素・リンの溶出抑制とする。 (イ)生物生息環境の改善に資する、海域に直接適用可能な技術 ①藻場・干潟の保全・再生技術 ②貧酸素水塊・青潮の発生、赤潮の発生等、生物生息環境の悪化をもたらす現象を抑制・解消する技術 ③その他、生物生息環境を改善する技術」			
		実証対象技術は、誰が、何を見て、どのような基準で選定するのか。	実証機関が、実証申請者から提供された情報をもとに、実施要領の「対象技術選定の観点」を反映した実証試験要領 表4の「実証対象技術選定の観点」に基づき選定する。実証試験要領 表4の各基準の具体的な運用は、実証機関が決定する。	第5章 実証の対象技術の選定 「2. 対象技術選定の観点 (1)形式的要件①申請技術が、対象技術分野に該当するか ②申請内容に不備は無い ③商業化段階にある技術か ④同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか (2)実証可能性 ⑤予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか ⑥実証試験計画が適切に策定可能であるか (3)環境保全効果等 ⑦技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか ⑧副次的な環境問題等が生じないか ⑨高い環境保全効果が見込めるか ⑩先進的な技術であるか」	III. 実証対象技術の選定 1. 公募 実証機関は、実証対象技術を公募する。公募にあたり実証機関は、「対象技術(1 ページ)」の範囲内で、実証対象技術の種類を特定することができる。 表4 a. 形式的要件 ・申請技術が「対象技術(1 ページ)」に示した対象技術分野に該当するか。(また実証機関が公募の際に技術の種類を特定している場合、それに該当するか。) ・申請内容に不備はないか ・商業化段階にある技術か ・同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか ・実験終了後、実証対象機器等を撤去するなど、原状回復が可能か b. 実証可能性 ・予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか ・実証試験計画が適切に策定可能であるか c. 環境保全効果等 ・技術の原理・仕組みが科学的に説明可能か ・原状回復が困難となるような、副次的な環境問題等が生じないか ◇生態系及び人間に対する安全性は確保できるか ◇適切な移入種対策をとることは十分に可能か ・環境保全効果が見込めるか ・その技術に独自性が認められるか	別添4 想定している実証試験について ○実証試験の対象として想定している技術について ・技術の種類 技術の主な目的/工法上の特徴/原理/規模等 ・想定している試験時期・期間	実証試験要領 表4の観点に則り、実証機関が独自に基準を決定する。	

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用			
2. 技術公募の条件に関する意見	対象技術の種類、分類、選定について	実証試験申請書の様式「1. 技術の概要技術分類」の選択肢は、技術によっては回答しづらい。必要か。	ご指摘を踏まえ、実証試験申請書 様式に「2. 装置・機器の設置と、終了後の原状回復について」を新設した。		<p>1. 実証対象技術の適用と、終了後の原状回復について</p> <p>準備期間（実証対象技術の設計、適用、調整にかかる期間の合計）：</p> <p>設置状況（該当するもの全てに？）</p> <p>設置場所 <input type="checkbox"/>海面 <input type="checkbox"/>海底 <input type="checkbox"/>海岸 <input type="checkbox"/>防波堤・護岸等の工作物本体 <input type="checkbox"/>防波堤・護岸等の工作物近傍</p> <p><input type="checkbox"/> 実証対象技術の設置に伴い、現場の変更を要する <input type="checkbox"/>海底 <input type="checkbox"/>海岸</p> <p><input type="checkbox"/> その他、海岸、海面、海底の占有申請の際に留意すべき事項があれば、下欄に記入してください。</p> <p>試験終了後の原状回復の方法と、原状回復までの期間：</p>						
		実証試験要領が、機器・装置を使用する技術に偏重している。それ以外の技術の適用に配慮すべき。	ご指摘を踏まえ、実証試験要領中の文言を修正した。この他、実証試験要領の「実証試験申請書」、「実証試験結果報告書 概要フォーム」を2様式、用意し、技術の幅の広がりにも備えた。		(主に実証試験申請書、実証試験結果報告書概要版で対応)						
		基質等の改良は、実証対象技術となるか。その場合、実証対象機器等の定義に登場する「素材」と言う表現は妥当か。	基質の改良も、実証対象技術となりえる。ご指摘を踏まえ、「実証対象機器等」を用語の定義から削除し、「実証対象技術」の定義において、「機器・装置を使用しない技術も含まれる」とし、表現の適正化を図った。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実証対象技術</td> <td>実証試験の対象となる技術を指す。実証対象技術には、機器・装置を使用する技術の他、機器・装置を使用しない技術も含まれる。実証対象技術は、明確な科学的根拠を持つものでなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	実証対象技術	実証試験の対象となる技術を指す。実証対象技術には、機器・装置を使用する技術の他、機器・装置を使用しない技術も含まれる。実証対象技術は、明確な科学的根拠を持つものでなければならない。		
	用語	定義									
実証対象技術	実証試験の対象となる技術を指す。実証対象技術には、機器・装置を使用する技術の他、機器・装置を使用しない技術も含まれる。実証対象技術は、明確な科学的根拠を持つものでなければならない。										
実証試験実施場所について	実証試験実施場所の使用手続きは誰が行うのか。	実証機関が行う。その旨は実証試験要領に記載されている。実証機関は、申請の段階で実証試験実施場所の候補地を確保し、必要な手続きを把握する。 ただし実証申請者から、他の実証試験実施場所について提案があった場合は、可能な限り、検討することとする。	<p>II. 実証試験実施体制</p> <p>4. 実証機関</p> <p>「実証試験実施場所を選定し、使用のための諸手続きを行う。(ただし、施設設置者が申請を行う必要があるものは、環境技術開発者が行うものとする。)」</p>	<p>別添4 想定している実証試験について</p> <p>○実証試験場所の確保のために必要な手続き(占有許可取得など)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴地方公共団体で行う手続き ・調整を要する関係者(名称)(概要)(過去の研究・調査等の経緯)(その他) ・環境技術開発者に求める手続き 	<p>実証申請者から実証試験実施場所の提案があった場合は、可能な限り、検討する。</p>	<p>ただし、施設設置者が行わなければならない手続きは申請者が実施する。</p>					

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用
2. 技術公募の条件に関する意見	実証試験場所について	実証試験実施場所は技術に合わせて選んでもらえるのか。実証機関は、複数の場所を用意すべきではないか。	実証試験実施場所は、技術の公募に先立ち、実証機関によって選定される。この旨は、実証試験要領及び実証機関申請書類 別添4に示された通りである。 複数の場所を、実証機関が自主的に設置することは妨げないが、義務づけることは困難である。		III. 実証対象技術の選定 1. 公募 「実証機関は、実証対象技術を公募する。公募にあたり実証機関は、「対象技術(1 ページ)」の範囲内で、実証対象技術の種類を特定することができる。 実証機関は、実証機関が用意する実証試験実施場所の情報を、実証申請者に開示する。」	別添4 想定している実証試験について ○海域の特徴 ・海域の主な利用状況 ・実証試験実施場所の規模 ・水質の状況 ・底質の状況 ・生物生息環境 ・海域の課題 ・実証試験環境 ・有識者の見解 ○実証試験場所の確保のために必要な手続き(占用許可取得など)について ・貴地方公共団体で行う手続き ・調整を要する関係者(名称)(概要)(過去の研究・調査等の経緯)(その他) ・環境技術開発者に求める手続き		
		技術公募の際に、実施場所の情報を公開してほしい。	実証試験実施場所の情報は、技術の公募に先立ち、実証機関が開示するものとする。この旨を、実証試験要領に追記した。		III. 実証対象技術の選定 1. 公募 「実証機関は、実証機関が用意する実証試験実施場所の情報を、実証申請者に開示する。」 IV. 実証試験の設計 1. 実証試験の条件の決定 (1) 実証試験実施場所について 「実証機関は技術を公募する際に、実証機関が用意する実証試験実施場所の情報について、実証申請者に開示する。」			
		実証試験実施場所については、企業から申し出があれば、検討してもよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、実証試験申請の際に実施場所の提案が可能となるよう考慮して実証試験要領 2 次案を作成しているが更に意図を明確にするため、脚注を追加した。		付録1 実証試験申請書 8. 実証試験方法の提案(脚注) 「実証試験実施場所は、原則として実証機関が用意する。ただし実証申請者が用意できる場合は、実証機関と実証申請者の間で調整を行い、適切な実証試験実施場所を決定する。」			

環境技術実証モデル事業の制度体系とご意見の関係

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用
		2. 技術公募の条件に関する意見	費用負担について	費用負担(通常) (運転に伴う費用負担は誰がするのか。運転に電力を要する場合、実証機関はどこまで費用を負担してくれるのか。)	原則として、環境技術開発者が負担する。その旨は、実施要領及び実証試験要領に記載されている。ただし実証機関が自主的に負担することについては、これを妨げない。	第 12 章 費用分担 原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。	II. 実証試験実施体制 1. 環境省 「実証機関に実証試験業務委託等を行い、その費用を負担する。」 6. 環境技術開発者 「自らの費用負担及び責任において、実証試験実施場所における実験区の設置、実証対象機器等の運搬、設置等を行う。」 「原則として、実証対象機器等の維持管理に要する費用を負担する。」 「実証試験終了後、実証機関の監督の下、実証試験実施場所の所有者または管理者との協議に基づき、自らの費用負担において、実証試験実施場所の原状回復を行う。」	別添3 実証に要する費用の見込み(概算) ○技術の実証に必要な試験分析費 ・借料・損料(機器レンタル費等) ・消耗品費 ・補助職員賃金(実験補助等) ・外部委託費(一部実証試験の外注) ・その他 ○その他、運営に係る費用 ・職員旅費 ・技術実証委員会 ・実証試験結果報告書 ・一般管理費 ・その他
費用負担(損害発生等)	機器の故障・破損等及び、機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合について、環境省・実証機関等は責任を負わない。その旨は右記の通り、実施要領に記載されている。また実施要領における「機器」は、本技術分野においては機器・装置の使用を伴わない実証対象技術を含むものであり、その旨を実証試験要領に追記した。			第 13 章 免責事項 「1. 本モデル事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。 2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。」	V. 実証試験の実施 3.その他 実証機関は、実証試験実施場所への立ち入り制限以外にも、実証試験への不要な攪乱を排除するための方法を検討し、対応する。 実証対象技術の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き環境技術開発者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。		公募の際に、実施要領第 13 章ならびに実証試験要領 V.3 について、実証申請者に明確に示す。	事故等の際には、この他の対応を含め、実証機関、環境省、環境技術開発者、被害者等その他の関係者間で協議する。
実証試験実施場所の占有費用は誰が負担するのか。	占有料が発生する場合は、環境技術開発者が負担することとし、その旨を実証試験要領に追記した。ただし、地方公共団体たる実証機関が占有許可を申請する場合は、占有料は発生しないケースが多いと考えられている。			第 12 章 費用分担 原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。	6.環境技術開発者(実証申請者) ● (中略) ● 自らの費用負担及び責任において、実証試験実施場所における実験区の設置、実証対象機器・装置等の運搬、設置等を行う。 ● 原則として、実証対象機器等実証対象技術の維持管理に要する費用を負担する。 ● 実証試験実施場所の占有料が発生する場合、これを負担する。 ● (以下略)		実際にかかる経費の負担については、可能な限り詳しく技術公募の際に実証機関より提示する。	実証機関からの申請であれば、占有費用は不要となる場合がある。

環境技術実証モデル事業の制度体系とご意見の関係

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用
2. 技術公募の 件に関する意見	費用負担 について	企業の費用負担が大きい。また環境省からの「お墨付き」だけでは、メリットが足りない。	参加企業の参加意欲を向上させるような仕組みを構築できるよう、検討会に対し提言する。					
		実証試験において、目標設定は必須か。実際には、定量的な目標を設定できないことが多いが、どう対応すればよいか。	実証試験では、何らかの目標を設定する必要がある。定量的な目標が望ましいが、原理的に困難であれば、定性的な目標でよい。その旨を反映した形で、実証試験要領 2 次案を作成している。		IV. 実証試験の設計 2. 実証試験の目的と調査項目の決定 「実証機関は、効果の実証に関連し、所定の調査項目について目標を設定する。本事業は特定の基準で技術を判定するものではないが、目標は、実証対象技術が予定通りに機能したかを示す目安として重要である。目標は定量的に設定されることが望ましい。」			
3. 実証試験の実施に関する意見	目標・調査項目 について	水質改善調査項目(表6)に、大腸菌群数は不要である。	表6は「海域に関する生活環境項目」を示したものであるため、大腸菌群数は削除しない。なお、実証機関においてはこれらの中から必要な項目を選択することとする。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">項目</p> <p>水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、 溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物 (油分等) 全窒素 (TN)、全リン (TP)、全亜鉛 (T-Zn)</p> </div>			
		底質改善調査項目として、表7には COD を追加すべきである。	ご指摘を踏まえ、表7. 底質改善調査項目に CODsed を追加した。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">項目</p> <p>全有機炭素 (TOC)、CODsed、強熱減量、硫化物</p> </div>			
		生物生育環境の改善を目標としたいが、目的とした項目が改善すれば、生息環境が改善された、と評価しても良いか。そうでなければ、実証は困難である。	ご指摘されたように運用されることを想定している。					
	実証期間 について	事故等、不測の事態により、年度内に実証試験が完了しない事態が発生した場合、どう対処するか。	事故等による試験の中断・中止については、適宜環境省、実証機関、環境技術開発者間で協議し、検討する。	第4章 実証機関の選定 「※前年度までに実証機関として本事業に参画した実績のある機関が、同じ技術分野について引き続き実証機関となることを希望する場合、(中略)、予算の範囲内において、引き続き実証機関として選定することができる。」	V. 実証試験の実施 2. 維持管理 (2) 実証対象機器等に関する異常事態への対応 「実地試験を中断すべき水準を超え事態が生じた場合は、実証機関は直ちに実証試験を中断し、適切な保全措置をとる。」			事故等による試験の中断・中止については、適宜環境省、実証機関、環境技術開発者間で協議し、検討する。

環境技術実証モデル事業の制度体系とご意見の関係

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用							
3. 実証試験の実施に関する意見	実証期間について	海域での効果の把握には長期間の調査が必要な場合が多く、年度を跨ぐ実証試験が必要とされるケースが想定される。	通年の調査、複数年に渡る調査が必要な場合について対応できるよう、検討会に対し提言する。												
		単年度での実証にこだわりすぎるべきではない。	ご指摘を踏まえ、実証試験要領からは単年度での実証を要件とする記述を削除した。運用において、柔軟に対応してゆきたい。		運用において柔軟に対応。		技術公募の際、「今年度分としては、実証試験期間は3月31日までとする」として公募すること。								
4. 実証結果の取りまとめに関する意見	試験結果報告書について	実証試験結果報告書の概要フォームにおいて、維持管理上の特性は、実証試験結果の前に掲載すべき内容ではないか。	ご指摘を踏まえ、掲載場所を移動した形で実証試験要領 2 次案を作成している。		(実証試験結果報告書 概要フォーム内で、順序を変更)										
		概要版フォームの実証試験実施場所の記載様式は、水質・底質のみ、記載を求めているが、生物生育環境は要らないのか。	ご指摘を踏まえ、水質・底質データのみではなく、「海域の状況」全般を対象とする欄に改めた形で実証試験要領 2 次案を作成している。		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">実験前の 海域の状況</td> <td></td> </tr> </table>	実験前の 海域の状況									
		実験前の 海域の状況													
		全体的な成果評価の他に、個別の技術評価も必要だが、現在の報告書概要版は記載しにくい。	本事業では技術の効果に注目するため、施工上の特徴は概要版で取り上げるべき成果ではない、と考えている												
		生成物が販売できるという特徴は、概要版案のどこに記載すべきか。	「維持管理に係るその他の特記事項」に記載することを想定しており、ご指摘を踏まえて、報告書概要版フォームに例示を追記した。		<p>○維持管理に係るその他の特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 生成物の特性や処理方法など、維持管理上の特性として特記すべき事項があれば記載する。 										
		実証試験要領中の文言として、回収物と廃棄物を区別する必要があるか。	ご指摘を踏まえ、全て「生成物」に統一した形で実証試験要領 2 次案を作成している。		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">生成物</td> <td style="width: 30%;">生成物の種類と発生量</td> <td style="width: 30%;">発生する生成物の種類と重量。またその処理方法</td> <td style="width: 30%;">処理費用または販売収入</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">他</td> </tr> </table>	生成物	生成物の種類と発生量	発生する生成物の種類と重量。またその処理方法	処理費用または販売収入	他					
生成物	生成物の種類と発生量	発生する生成物の種類と重量。またその処理方法	処理費用または販売収入												
他															
「実証申請書」よりも「実証試験申請書」の方が適切である。	ご指摘を踏まえ、様式の名称を変更した形で実証試験要領 2 次案を作成している。		(省略)												

環境技術実証モデル事業の制度体系とご意見の関係

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用
4. 実証結果の 取りまとめに 関する意見	知的財産 について	知的財産権の扱い はどうなるのか。	実証試験では、測定・分析が主な作業となると考えられ、環境技術開発者に新たに知的財産権の発生することは前提とされていない。 また実証試験実施の成果により新たに得られた特許権等について、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けられないことができる。その場合、実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図る。この旨は、右記の通り実施要領に記載されている。 なお実証申請者は、実証機関に対し、守秘義務の締結を要請できる。	第11章 知的財産の扱い 「1. 実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証機関に対して、別途実証機関の定める様式の守秘義務を締結するよう要請することができることとする。」 「2. 実証試験の実施の成果により新たに産業活力再生特別措置法第30条第1項で定める権利(以下、「特許権等」という。)が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けられないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。」	付録1. 実証試験申請書 5.技術の先進性について 「特許・実用新案等の申請・取得状況、論文発表、受賞歴等を記入してください。特に特許については、特許番号、現在の特許権者とその持分を明記してください。」			
5. 実証試験実施上の 留意点	補償体制 について	実証試験実施場所やその近隣で生じた風評被害に関する補償体制は不要なのか。	風評被害に対して、補償する体制は整備していない。なお関連事項として、実施要領には右記の通り定められている。これを踏まえ、実証試験要領にも実施要領と同じ内容を追記した。	第13章 免責事項 「2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。」 「3. 実証試験結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は一切の責任を負わない。」	V. 実証試験の実施 3.その他 実証機関は、実証試験実施場所への立ち入り制限以外にも、実証試験への不要な攪乱を排除するための方法を検討し、対応する。 実証対象技術の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き環境技術開発者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。			

環境技術実証モデル事業の制度体系とご意見の関係

		実証試験要領 に対する意見	対応	実施要領	実証試験要領 (本 WG の検討範囲)	実証機関 申請書類 (本 WG の検討範囲)	実証機関における 技術公募・選定(運用)	その他の運用
5. 実証試験実施上の留意点	補償体制について	実証結果への不満に関する補償体制は不要なのか。	実証試験結果は、その成否を問わず、公開を原則とする。この旨は右記の通り、実証試験要領に記載されている。実証機関は技術公募の際、この旨を実証申請者に十分に周知する。 なお関連事項として、実施要領には右記の通り定められている。	第13章 免責事項 「3. 実証試験結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は一切の責任を負わない。」	I. 緒言 4. 実証試験の基本的考え方 「本実証試験は、その成果を一般に情報提供し、公開することを原則とする。」		環境技術開発者には、低い評価が出た場合も、報告書を公開する旨を事前に周知する。	
6. 今後の展開に関する意見	事業のあり方について	環境技術の総合的な戦略が欠如している。	意見として拝聴する。					
		国による開発支援が欲しい。ハード技術だけでなく、要素技術をどのように組み合わせるか、という設計技術等のソフト技術も必要である。	技術の改良に対する支援策の必要性について、検討会に対し提言する。					
	今後の展開について	モデル期間経過後、地方自治体の実証機関として継続する場合、手数料をどのように受け入れるべきか。	H19 年度以降の体制については検討中である。 なおモデル事業期間中手数料徴収体制移行後は、実証運営機関を設置し、手数料を処理することが可能となっている。この場合、自治体の手数料条例は不要である。この旨は、実施要領に記載されている。	第2部 手数料徴収体制による実施方法 (詳細は省略)				

(以上)